別紙１

**役員及び構成員について**

　当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第３３条で規定する構成員）については、いずれもその３分の２以上の者は以下の事項に該当しません。

１　液化石油ガス供給機器又は消費機器の製造する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員

２　液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員

３　液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

年　　　月　　　日

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

住所

（参考）構成員について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第３３条

法第３１条第３号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じて次の各号に掲げる者とする。

一　一般社団法人　社員

二　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号の株式会社　株主

三　会社法第２条第１号の合名会社、合資会社及び合同会社　社員

四　中小企業等協同組合法第３条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第３条第１項の農業協同組合　組合員

五　中小企業等協同組合法第３条の協同組合連合会及び農業協同組合法第３条第１項の農業協同組合連合会　直接又は間接にこれらを構成する者

六　その他の法人　当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類する者